

江戸幕府の成立		豊臣氏の滅亡	
家 康	1590年 関東250万石に移封 (北条氏の滅亡後に関東に移封) →江戸城 (戦国初期に太田道灌が築城) を拠点とする	1598年 豊臣秀吉の死去 (子の豊臣秀頼が跡を継ぐ) 豊臣家臣の対立 (武断派は徳川家康への接近をはかる) →文治派 (石田三成) VS 武断派 (福島正則・加藤清正)	
	1600年 関ヶ原の戦い (美濃国) (天下分け目の戦いと呼ばれる) ←	【西軍 (約8万6000人)】 石田三成 (五奉行の一人)・毛利輝元 (五大老の一人) 小西行長 (小西隆佐の子)・宇喜多秀家 (五大老の一人)	
	1603年 後陽成天皇が徳川家康を征夷大将军に任命 翌年、全国の諸大名に対し、国單位に国絵図と郷帳の作成を命ずる ★国絵図 (場所を把握する地図)・郷帳 (石高を把握する検地帳)	VS ↓ (関ヶ原の戦い後) 豊臣秀頼は一大名に転落 (摂津・河内・和泉の65万石)	
	1605年 将軍職を徳川秀忠 [2代将軍] に譲る 将軍職が徳川氏の世襲制であることを豊臣氏や諸大名に示すため ★家康は駿府で大御所 (隠退した前将軍のこと) として実権を握る		
	1614年 大坂冬の陣 (方広寺鐘銘事件が契機) ←	1614年 方広寺鐘銘事件 (方広寺は秀吉が創建) 鐘の銘文「國家安康」・「君臣農樂」を家康が問題視 ★金地院 (以心) 崇伝 (臨済宗の僧・家康の顧問)・ 南光坊天海 (天台宗の僧・家康の顧問) が関わる	
	↓ 1615年 大坂夏の陣 (豊臣秀頼・淀君 (秀頼の母) 自殺→豊臣家滅亡) →以後、「元和偃武」 (戦のない平和の時代のこと) の到来		
大名統制		朝廷統制	
秀 忠	1615年 一国一城令 (大坂夏の陣の直後に発布される) ↓ 1615年 武家諸法度 (元和令=13条) 起草者=金地院崇伝 制定=徳川家康の命令で諸大名を伏見城に集めて、徳川秀忠の名で発布 趣旨=大名に対する基本法典 (旗本・御家人には諸士法度を定める) 内容=①文武弓馬の道 (文武) の奨励・②城郭の新築と無断修築の禁止 ③私婚の禁止 (大名同士の婚姻は幕府の許可を必要とする) ④大名同士の徒党を禁じる・⑤法度違反者の領内隠匿の禁止 ⑥諸大名参勤の作法 (参勤交代の制度化ではなく作法について) 【大名の処分 (武家諸法度違反・世継ぎ断絶などが理由)】 ①改易 (領地没収)・②減封 (領地削減)・③転封 (国替え) ex. 福島正則 (安芸広島城主→城郭修築の項に違反し所領没収) 松平忠輝 (越後高田藩主)・松平忠直 (越前福井藩主) 本多正純 (宇都宮藩主)・加藤忠広 (肥後熊本城主)	1611年 徳川家康が後水尾天皇 (後陽成皇子) を擁立 1615年 禁中並公家諸法度 (17条) (起草者=金地院崇伝) 趣旨=天皇・公家に対する統制法 (朝廷統制の基本法令) 目的=①天皇・朝廷が自ら権力をふるうことを防ぐため ②天皇・朝廷と大名が結びつくことを防ぐため 内容=①天皇の学問第一・②公家の席次・③摂関の任免 ④武家官位は公家官位と別にする・⑤元号の制定 ⑥紫衣 (高僧に与えられる紫色の衣) 勅許の条件	
	(武家諸法度は7代家継・15代慶喜を除き、将軍の代替わりごとに発せられた)	【朝廷の統制】 ①京都所司代 (朝廷を監視する役職→初代に板倉勝重を任命) ②武家伝奏 (朝幕間の連絡にあたる役職→2名の公家を任命) ③禁裏御料 (天皇領)=1万石 (家康)→3万石 (綱吉) ④公家領 (100家以上)=7万石	
	1635年 武家諸法度 (寛永令=19条) 起草者=林羅山 ①参勤交代の制度化 (毎年4月交代で参勤することを義務付ける) 内容=(1) 国元と江戸を1年交代で往復・大名妻子の江戸居住を強制 (2) 石高に応じた人数を率いて参勤 (人数を減らすよう命令) →将軍が課す軍役の一環で主従関係を確認する意味がある 影響=(1) 参勤の道中費用と江戸藩邸の滞在費による藩財政の窮乏化 (2) 交通 (街道・宿場など)・江戸など三都の全国市場の発達 (3) 江戸文化の地方伝播 (大名が地方と江戸を往復するため) ★例外…関東の大名=半年交代・水戸藩=江戸定府 対馬の宗氏=3年に1回・蝦夷の松前氏=5年に1回 ②五百石積以上の大船建造禁止 ③私設の関所・津留 (領内の港で物資の移出入を禁止すること) を禁止	1620年 徳川和子 (徳川秀忠の娘) が後水尾天皇に入内	
	↓	1627年~紫衣事件 (後水尾天皇の紫衣勅許を幕府が無効とする) →一沢庵宗彭 (大徳寺の僧) を出羽国に配流	
	1629年 後水尾天皇が明正天皇 (後水尾皇女) に譲位 ★修学院離宮 (後水尾上皇が造営した教寄屋造の山荘)		
家 光		1615年、幕府は禁中並公家諸法度第16条で紫衣 (天皇が高僧に与える紫色の衣) 着用の勅許を制限した。しかし、幕府への許可なく後水尾天皇が紫衣着用の勅許を続けたため、1627年に幕府はこれを無効として紫衣を取り上げ、抗議をした大徳寺の沢庵宗彭を出羽国に配流した。これにより、天皇の勅許より幕府の法度が優先されることが明示された。その後、これに反発した後水尾天皇は突然譲位を発表し、明正天皇 (後水尾天皇と徳川和子の皇女) が即位した。	

## 幕藩体制

大名 (一万石以上の将軍直属の武家/260~270家)

親藩 (徳川氏一門の大名→要地に配置)  
 ex. (御)三家=尾張 (徳川義直)・紀伊 (徳川頼宣)・水戸 (徳川頼房)  
 (御)三卿=田安 (田安宗武)・一橋 (一橋宗尹)・清水 (清水重好)

譜代 (三河以来の徳川氏家臣で大名に取り立てられた者→要地に配置)

外様 (関ヶ原の戦い以後、徳川氏に臣従した大名→遠方に配置)

## [諸大名の負担]

- ①戦時=軍役 (石高に応じて、一定数の武器・人数を用意する)  
 ②平時=普請役 (城郭・河川工事などの土木事業に動員するお手伝い(普請)など)

直参 (一万石未満の将軍直属の家臣/約22000人)

旗本=御目見得以上 (将軍に謁見できる)

御家人=御目見得以下 (将軍に謁見できない)

★御家人のほとんどは知行地を持たず、将軍から俸禄(蔵米)を支給される

## [江戸幕府の経済基盤]

①幕領(天領)=約400万石 (総石高の約7分の1) ★総石高=約3000万石

②旗本知行地=約300万石 (天領・旗本領の合計=総石高の約4分の1)

③直轄鉱山=佐渡相川(金山)・石見大森・但馬生野(銀山)

★大久保長安(徳川家康の側近として佐渡金山・石見銀山などの鉱山開発にあたる)

④直轄都市=江戸(将軍のお膝元=人口15万人→100万人)

(三都) 大坂(天下の台所=人口30万人→40万人)

京都(千年の古都=人口40万人→35万人)

## 図解NOTE① [大名知行制]

将軍(公儀)

将軍が大名に領地を給付	↑ 石高に応じた軍役を負担
→領知宛行状を発給して	→石高に応じた人数を
大名の領地支配を保障	率いて江戸へ参勤
=大名知行制	=参勤交代

大名(藩主)

1617年 徳川秀忠(2代将軍)が全国の土地所有者として  
領知宛行状を大名・公家・寺社ごとに個別に発給

1634年 徳川家光(3代将軍)が30万の軍勢を率いて上洛

1664年 徳川家綱(4代将軍)が大名・公家・寺社に

領知宛行状を同時一斉に発給=寛文印知

## 図解NOTE② [藩政]

①地方知行制(知行地をもつ知取)

大名が家臣に領地(知行地)を与える、その領地支配を認める

★一城令(1615)により、大名の居城以外は取り壊し  
→支城を破壊したことで家臣の城下町への集住が促進され、  
大名と対抗しうる有力家臣の弱体化させる効果をもった

②俸禄制(知行地をもたない蔵米取)

知行地を持たない家臣に俸禄(俸禄米・禄米・蔵米・切米)を支給

★家臣は家老(藩政を統轄)・郡奉行(藩の農政を統轄)、  
代官・手代・郷目付(郡奉行の配下)などの役職に就く

## →譜代大名より任命

大老(臨時の最高職)

★酒井・井伊・土井・堀田の4氏から任命

老中(政務の総括・常置の最高職)

★初期は年寄という

若年寄(老中の補佐・旗本と御家人の統轄)

寺社奉行(寺社の監察)

★金地院崇伝の死により機構化された

京都所司代(朝廷・西国大名の監察)

★京都町奉行などを統轄

大坂城代(西国大名の監察)

## →旗本より任命

勘定奉行(幕府の財政・天領の訴訟)

(江戸)町奉行(江戸の行政・司法)

遠国奉行(江戸を離れた幕府直轄地の民政)

町奉行(大坂・京都・駿府)

奉行(長崎・日光・佐渡・山田・奈良・堺)

城代(伏見・二条・駿府)

大目付(大名の監察)

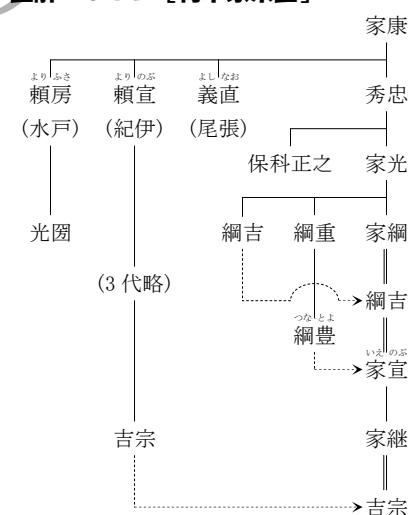
目付(旗本・御家人の監察)

郡代(広域の天領を支配=関東・飛騨・美濃)

代官(その他の天領を支配)

与力(下級役人)・同心(与力の支配下)

## 図解NOTE [將軍家系図]



## [職制の特色(職制は徳川家光の頃に整う)]

①合議制(要職には複数名を任命し合議)

②月番制(複数の担当者が1ヶ月交代で勤務)

③評定所(幕府の最高司法機関)

老中・三奉行(寺社・勘定・(江戸)町奉行)などで構成され、重大事件や管轄のまたがる事項を合議

大名	石高	配置	要職
親藩	多	要地	×
譜代	少	要地	○
外様	多	遠方	×

★幕末になると、親藩・御三家の幕政参加もみられるようになる

農 民 統 制		宗 教 統 制
	1641年～寛永の飢饉(干ばつ・冷害・大風雨などによる全国的な凶作)	【禁教政策(島原の乱を契機にキリスト教弾圧を強化)】
→1643年	田畠勝手作の禁令(→明治時代の1871年に廃止) 本田畠での商品作物(たばこ・木綿・菜種など)の栽培を禁止	①絵路(キリストやマリアが描かれた踏絵を踏ませる) ②宗門改(幕府の宗門改役が行った禁教目的の信仰調査) →宗門改帳(宗旨人別帳)を作成(戸籍の役割となる)
→1643年	田畠永代売買の禁令(→明治時代の1872年に廃止) 豪農への土地集中と本百姓の没落防止のために田畠の売買を禁止	家族ごとに名・年齢・宗旨(所属宗派)・檀那寺などを記載 ③寺請制度(一般民衆を寺院の檀家になることを強制させる制度) ★キリスト教・日蓮宗不受不施派を信仰させないことが目的
家光	1649年 慶安の触書(農民の日常生活のあり方など32か条の心得) 法令遵守・耕作奨励・衣食住の制限など生活細部まで厳しく規制 ★現在は1649年の発布や存在自体が疑問視されている	→寺請証文(宗旨手形)を檀那寺が発行 檀那寺が自分の檀家であることを証明するため発行する文書
図解NOTE【貨幣経済の浸透(江戸中期)】		
①農業生産力の向上(耕地面積の拡大・農業技術の発達が背景) →商品作物を栽培(市場などで商品作物を売買して貨幣を獲得)	(1601年～寺院法度(諸宗諸本山法度))	
②農村への貨幣経済(商品経済)の浸透 →本百姓体制の動搖(本百姓が豪農・貧農に階層分化)	真言宗・天台宗など各宗派の大寺院ごとに出了された 寺院・僧侶を統制するための法令の総称(1601～1616)	
③貧農は田畠を質入れして豪農から借金 →質入れした田畠(質地)をとられる=質流れ	→本山(中心寺院)・末寺(一般寺院)の関係を制度化	
④貧農が本百姓から小作人に転落or都市に流入	【寺社(寺院・神社)の統制】	
家綱	1673年 分地制限令(分割相続による土地の細分化を防止するため) 名主は20石・一般百姓は10石以上の石高を所持していれば 分地(土地の分割)を認めるが、それ以下の農民の分地は禁止	①寺社奉行(寺社を監察する→金地院崇伝の死後に制度化) ②寺社伝奏(寺社からの申し立てを武家伝奏に取り次ぐ) ③寺社領(寺社領は税免除)=40万石 ④本末制度(寺院法度によって一宗派一本山と定められる)
↓	↓	宗派ごとの本山・末寺の関係による寺院の寺格制度
(1713年)	分地制限令改正(徳川家綱[7代将軍]時に改正) 分地高・残高ともに石高10石・地面1町以上の所持を必要とする →石高20石・地面2町以上を所持していなければ分地できない ★分地高(分け与える土地)・残高(分け与えた後に残る土地)	⑤隱元隆琦(明の僧)が黄檗宗を伝える(1654) 万福寺(宇治の黄檗宗本山)・崇福寺(長崎の黄檗宗寺院)
		1665年 諸宗寺院法度(各宗派共通の寺院を統制するための法令)
		1665年 諸社諸廟宣神主法度(神社・神職を統制するための法令) 吉田家(吉田神道)が神道の本所として統制(白川家は衰退)

[NOTE]

#### ＜宗教（仏教・神道・キリスト教）＞

- ①佛教(外国伝来の世界宗教)……仏(釈迦如来・大日如来・阿弥陀如来など)を信仰し、祀るため寺院を建立  
②神道(日本古来の民族宗教)……日本固有の神々(天照大神・大国主神など)を信仰し、祀るため神社を建立  
③キリスト教・日蓮宗不受不施派…幕府権力よりも宗教を優越するため禅圧

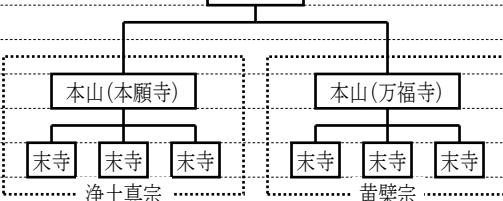
→(1) キリスト教の布教がスペイン・ポルトガルの侵略を招く恐れがある、(2) 信徒が信仰のために団結する恐れがある

### 〈本末制度〉

- ①寺院法度(1601~16)…真言宗など宗派ごとに個別に発布  
→本山・末寺の関係を制度化

②諸宗寺院法度(1665)…宗派関係なしに全宗派一括で發布

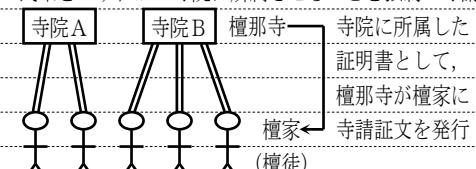
寺社奉行



＜宗門改・寺請制度＞

- ①島原の乱(1637~38)を契機に、キリスト教徒の摘発のため、  
住民の宗旨(信仰する宗派)を宗門改役が定期的に調査=宗門改  
→家族ごとに名前・年齢・性別・住所・宗旨(信仰する宗派)  
などを宗門改帳(宗旨人別帳)に記録して把握

②キリスト教・日蓮宗不受不施派を信仰させないため、  
民衆をいざれかの寺院に所属させることを強制=寺詣制度



## [B] 身分制度(士農工商)

士	<p>武士=将軍・大名 (一万石以上の将軍直属の武家)・直参 (一万石未満の将軍直属の旗本・御家人)・陪臣 (大名・旗本などの家臣) →苗字・帶刀 (農工商の者でも苗字・帶刀が特別に認められる場合がある)・切捨御免 (農民・町人から非礼を受けた場合は斬殺しても無罪) の特権</p>
農	<p>農民 (検地による村切りを通して支配単位としての村の範囲を確定→幕領では郡代・代官、藩では郡奉行が支配) ★全国の村の数=6万3000余り →村法(村掲) (入会地・用水の管理など村ごとに定められた法)・町入用 (村人から徴収された村を運営するための費用)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p>〔村方三役 (村政にあたる村役人)〕</p> <p>名主 (村政全般を統轄) ★関西では庄屋・東北では肝煎と呼ぶ</p> <p>組頭 (名主の補佐役)</p> <p>百姓代 (村民の代表で名主・組頭を監視)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>〔本百姓 (田畠を持つ)〕</p> <p>検地帳に田畠・屋敷地を登録される高持百姓 →租税負担義務を持ち、村政に参加できる</p> <p>★有力本百姓の隸属農民=名子・被官など</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>〔水呑百姓 (田畠を持たない)〕</p> <p>村政に参加できず、田畠を持たない無百姓 →他人の田畠の小作や日雇仕事で生活する</p> </div> </div> <p>〔本百姓の負担 (物納が原則だが貨幣納も可能)〕</p> <p>①本途物成 (田畠・屋敷地にかかる本年貢) ★米穀や貨幣で領主に納めるのが標準</p> <p>②小物成 (山野・河海や副業の収益にかかる雜役)</p> <p>③高掛物 (村高(村の石高の総計)に応じてかかる付加税) ★高掛三役 (伝馬宿入用・六尺給米・蔵前入用)</p> <p>④国役 (土木工事など一国単位で臨時にかかる夫役)</p> <p>⑤伝馬役 (宿駅に公用交通用の人馬を提供する夫役)</p> <p>⑥助郷役 (伝馬役の不足の際に人馬を補充する夫役) ★助郷と呼ばれる街道周辺の指定された村のみにかかる</p>

江戸幕府の成立	豊臣氏の滅亡
<p>1590年 関東_____万石に移封 (北条氏の滅亡後に関東に移封)        → _____城 (戦国初期に_____が築城) を拠点とする</p> <p>年 _____の戦い (_____国) (天下分け目の戦いと呼ばれる) ←</p> <p>〔東軍 (約10万4000人)〕        _____ (五大老の筆頭)・福島正則 (秀吉子飼いの武断派)        加藤清正 (秀吉子飼いの武断派)・小早川秀秋 (西軍から駆逐)</p> <p>年 後陽成天皇が徳川家康を_____に任命        翌年、全国の諸大名に対し、国単位に_____と_____の作成を命ずる        ★_____ (場所を把握する地図)・_____ (石高を把握する検地帳)</p>	<p>1598年 豊臣秀吉の死去 (子の豊臣秀頼が跡を継ぐ)        豊臣家臣の対立 (武断派は徳川家康への接近をはかる)        →文治派 (石田三成) VS 武断派 (福島正則・加藤清正)</p> <p>VS</p> <p>〔西軍 (約8万6000人)〕        _____ (五奉行の一人)・_____ (五大老の一人)        _____ (小西隆佐の子)・宇喜多秀家 (五大老の一人)</p> <p>↓ (関ヶ原の戦い後)        _____は一大名に転落 (_____・_____・_____の_____万石)</p>
<p>年 将軍職を_____ [2代将軍] に譲る        将軍職が徳川氏の世襲制であることを豊臣氏や諸大名に示すため        ★家康は_____で_____ (隠退した前将軍のこと) として実権を握る</p>	
<p>1614年 _____ (方広寺鐘銘事件が契機) ←</p> <p>↓ 講和が成立するが、徳川方が条件を無視して内堀の埋立てを強行</p> <p>年 _____ (_____・_____ (秀頼の母) 自殺→豊臣家滅亡)        →以後、「_____」 (戦のない平和の時代のこと) の到来</p>	<p>1614年 _____ 鐘銘事件 (方広寺は秀吉が創建)        鐘銘の銘文「_____」・「_____」を家康が問題視        ★_____ (臨済宗の僧・家康の顧問)・        _____ (天台宗の僧・家康の顧問) が関わる</p>
大名統制	朝廷統制
<p>年 _____ (大坂夏の陣の直後に発布される)        ↓ 大名の軍事力削減のため、大名の居城以外は取り壊し (1領国1城)</p> <p>年 _____ (_____令=_____条) 起草者=_____        制定=_____の命令で諸大名を_____城に集めて、_____の名で発布        趣旨=大名に対する基本法典 (旗本・御家人には諸士法度を定める)        内容=①_____の道 (文武) の奨励・②城郭の新築と無断修築の禁止        ③_____の禁止 (大名同士の婚姻は幕府の許可を必要とする)        ④大名同士の徒党を禁じる・⑤法度違反者の領内隠匿の禁止        ⑥諸大名参勤の作法 (参勤交代の制度化ではなく作法について)  <p>〔大名の処分 (武家諸法度違反・世継ぎ絶断などが理由)〕        ①_____ (領地没収)・②_____ (領地削減)・③_____ (国替え)        ex. _____ (安芸広島城主→城郭修築の際に違反し所領没収)        松平忠輝 (越後高田藩主)・松平忠直 (越前福井藩主)        (宇都宮藩主)・_____ (肥後熊本城主)</p> <p>(武家諸法度は7代家継・15代慶喜を除き、将軍の代替わりごとに発せられた)</p> </p>	<p>1611年 徳川家康が_____天皇 (後陽成天皇) を擁立</p> <p>年 _____ (_____条) (起草者=_____)        極旨=天皇・公家に対する統制法 (朝廷統制の基本法令)        目的=①天皇・朝廷が自ら権力をふるうことを防ぐため        ②天皇・朝廷と大名が結びつくことを防ぐため        内容=①天皇の_____第一・②公家の席次・③摂関の任免        ④武家官位は公家官位と別にする・⑤元号の制定        ⑥_____ (高僧に与えられる紫色の衣) 勅許の条件</p> <p>〔朝廷の統制〕        ①_____ (朝廷を監視する役職→初代に板倉勝重を任命)        ②_____ (朝幕間の連絡にあたる役職→2名の公家を任命)        ③_____ (天皇領)=1万石 (家康)→3万石 (綱吉)        ④公家領 (100家以上)=7万石</p>
<p>年 _____ (_____令=_____条) 起草者=_____        ①_____の制度化 (毎年_____月交代で参勤することを義務付ける)        内容=(1) 国元と江戸を1年交代で往復・大名妻子の江戸居住を強制        (2) 石高に応じた人数を率いて参勤 (人数を減らすよう命令)        →将軍が課す軍役の一環で主従関係を確認する意味がある        影響=(1) 参勤の道中費用と江戸藩邸の滞在費による藩財政の窮屈化        (2) 交通 (街道・宿場など)・江戸など三都の全国市場の発達        (3) 江戸文化の地方伝播 (大名が地方と江戸を往復するため)        ★例外…関東の大名=半年交代・水戸藩=江戸定府        対馬の宗氏=3年に1回・蝦夷の松前氏=5年に1回        ②_____石積以上の太船建造禁止        ③私設の_____ (領内の港で物資の移出入を禁止すること) を禁止</p>	<p>1620年 _____ (徳川秀忠の娘) が_____天皇に入内</p> <p>1627年～_____ (後水尾天皇の紫衣勅許を幕府が無効とする)        ↓ → _____ (大徳寺の僧) を_____国に配流</p> <p>1629年 _____天皇が_____天皇 (後水尾天皇) に譲位        ★_____ (_____上皇が造営した_____の山荘)</p> <p>1615年、幕府は禁中並公家諸法度第16条で_____ (天皇が高僧に与える紫色の衣) 着用の勅許を制限した。しかし、幕府への許可なく後水尾天皇が紫衣着用の勅許を続けたため、1627年に幕府はこれを無効として紫衣を取り上げ、抗議をした大徳寺の_____を_____国に配流した。これにより、天皇の勅許より幕府の法度が優先されることが明示された。その後、これに反発した_____天皇は突然譲位を発表し、_____天皇 (後水尾天皇と徳川和子の皇女) が即位した。</p>



農 民 統 制	宗 教 統 制
<p>1641 年～ (干ばつ・冷害・大風雨などによる全国的な凶作)</p> <p>→ 年 (→明治時代の 年に廃止) 本田畠での商品作物 (____・____・____など) の栽培を禁止</p>	<p>〔禁教政策 (島原の乱を契機にキリスト教弾圧を強化)〕</p> <p>① ____ (キリストやマリアが描かれた ___を踏ませる)</p>
<p>年 (→明治時代の 年に廃止) 豪農への土地集中と本百姓の没落防止のために田畠の売買を禁止</p>	<p>② ____ (幕府の宗門改役が行った禁教目的の信仰調査) → ____ (____) を作成 (戸籍の役割となる) 家族ごとに名・年齢・宗旨 (所属宗派)・檀那寺などを記載</p>
<p>年 (農民の日常生活のあり方など 32 か条の心得) 法令遵守・耕作奨励・衣食住の制限など生活細部まで厳しく規制</p> <p>★現在は 1649 年の発布や存在自体が疑問視されている</p>	<p>③ ____ (一般民衆を寺院の檀家になることを強制させる制度) ★キリスト教・日蓮宗 を信仰させないことが目的</p>
<p>〔図解 NOTE [貨幣経済の浸透(江戸中期)]〕</p> <p>①農業生産力の向上 (耕地面積の拡大・農業技術の発達が背景) →商品作物を栽培 (市場などで商品作物を売買して貨幣を獲得)</p> <p>②農村への貨幣経済(商品経済)の浸透 →本百姓体制の動搖 (本百姓が豪農・貧農に階層分化)</p> <p>③貧農は田畠を質入れして豪農から借金 →質入れした田畠(____)をとられる = ____</p> <p>④貧農が本百姓から小作人に転落 or 都市に流入</p>	<p>→ (宗旨手形) を檀那寺が発行 が自分の ___であることを証明するため発行する文書</p>
<p>年 (分割相続による土地の細分化を防止するため) 名主は ____ 石・一般百姓は ____ 石以上の石高を所持していれば 分地 (土地の分割) を認めるが、それ以下の農民の分地は禁止</p> <p>改正 (徳川家継 [7代将軍] 時に改正) 分地高・残高ともに石高 ____ 石・地面 ____ 町以上の所持を必要とする →石高 ____ 石・地面 ____ 町以上を所持していないければ分地できない</p> <p>★分地高 (分け与える土地)・残高 (分け与えた後に残る土地)</p>	<p>(1601 年～ (____)) 真言宗・天台宗など各宗派の大寺院ごとに出来られた 寺院・僧侶を統制するための法令 (1601～1616) → (中心寺院)・____ (一般寺院) の関係を制度化 〔寺社 (寺院・神社) の統制〕</p> <p>① ____ (寺社を監察する→ ____ の死後に制度化) ②寺社伝奏 (寺社からの申し立てを武家伝奏に取り次ぐ) ③寺社領 (寺社領は税免除) = 40 万石 ④ ____ (寺院法度によって一宗派一本山と定められる) 宗派ごとの ____ の関係による寺院の寺格制度 ⑤ ____ (明の僧) が ____ を伝える (____ 年) ____ 寺 (宇治の黄檗宗本山)・____ 寺 (長崎の黄檗宗寺院)</p>
<p>年 (各宗派共通の寺院を統制するための法令)</p>	<p>年 (各宗派共通の寺院を統制するための法令)</p>
<p>1665 年 (神社・神職を統制するための法令) 家 (吉田神道) が神道の本所として統制 (____ 家は衰退)</p>	<p>1665 年 (神社・神職を統制するための法令) 家 (吉田神道) が神道の本所として統制 (____ 家は衰退)</p>

## [NOTE]

&lt;宗教(仏教・神道・キリスト教)&gt;

①仏教(外国伝来の世界宗教)…仏(釈迦如来・大日如来・阿弥陀如来など)を信仰し、祀るため寺院を建立

②神道(日本古来の民族宗教)…日本固有の神々(天照大神・大国主神など)を信仰し、祀るため神社を建立

③キリスト教…幕府権力よりも宗教を優越するため弾圧

→(1) キリスト教の布教がスペイン・ポルトガルの侵略を招く恐れがある、(2) 信徒が信仰のために団結する恐れがある

&lt;本末制度&gt;

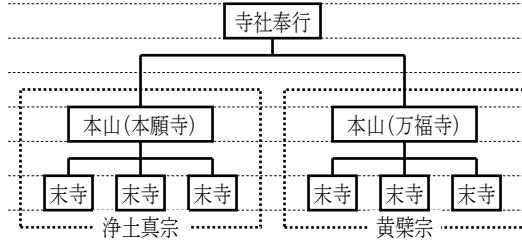
①寺院法度(1601～16)…真言宗など宗派ごとに個別に発布  
→本山・末寺の関係を制度化

②諸宗寺院法度(1665)…宗派関係なしに全宗派一括で発布

&lt;宗門改・寺請制度&gt;

①島原の乱(1637～38)を契機に、キリスト教徒の摘発のため、  
住民の宗旨(信仰する宗派)を宗門改役が定期的に調査 = \_\_\_\_  
→家族ごとに名前・年齢・性別・住所・宗旨(信仰する宗派)  
などを \_\_\_\_ (\_\_\_\_) に記録して把握②キリスト教・日蓮宗不受不施派を信仰させないため、  
民衆をいざれかの寺院に所属させることを強制 = \_\_\_\_寺院に所属した  
証明書として、  
檀那寺が檀家に  
を発行

(檀徒)



士	武士=將軍・大名 (一万石以上の將軍直属の武家)・直参 (一万石未満の將軍直属の旗本・御家人)・ <u>     </u> (大名・旗本などの家臣) → <u>     </u> ・ <u>     </u> (農工商の者でも苗字・帶刀が特別に認められる場合がある)・ <u>     </u> (農民・町人から非礼を受けた場合は斬殺しても無罪) の特權																						
	<p>農民 (検地による<u>     </u>を通して支配単位としての村の範囲を確定→幕領では<u>     </u>・<u>     </u>, 藩では郡奉行が支配) ★全国の村の数=<u>     </u>余り →村法(村掟) (入会地・用水の管理など村ごとに定められた法)・<u>     </u> (村人から徴収された村を運営するための費用)</p> <table border="1"> <tr> <td>[<u>     </u> (村政にあたる村役人)] _____ ★関西では<u>     </u>・東北では<u>     </u>と呼ぶ _____ ★★名主の補佐役 _____ ★★村民の代表で名主・組頭を監視)</td> <td>[<u>     </u> (田畠を持つ)] 検地帳に田畠・屋敷地を登録される高持百姓 →租税負担義務を持ち、村政に参加できる ★★有力本百姓の隸属農民=<u>     </u>・<u>     </u>など</td> <td>[<u>     </u> (田畠を持たない)] 村政に参加できず、田畠を持たない無高百姓 →他人の田畠の小作や日雇仕事で生活する</td> </tr> </table>		[ <u>     </u> (村政にあたる村役人)] _____ ★関西では <u>     </u> ・東北では <u>     </u> と呼ぶ _____ ★★名主の補佐役 _____ ★★村民の代表で名主・組頭を監視)	[ <u>     </u> (田畠を持つ)] 検地帳に田畠・屋敷地を登録される高持百姓 →租税負担義務を持ち、村政に参加できる ★★有力本百姓の隸属農民= <u>     </u> ・ <u>     </u> など	[ <u>     </u> (田畠を持たない)] 村政に参加できず、田畠を持たない無高百姓 →他人の田畠の小作や日雇仕事で生活する																		
[ <u>     </u> (村政にあたる村役人)] _____ ★関西では <u>     </u> ・東北では <u>     </u> と呼ぶ _____ ★★名主の補佐役 _____ ★★村民の代表で名主・組頭を監視)	[ <u>     </u> (田畠を持つ)] 検地帳に田畠・屋敷地を登録される高持百姓 →租税負担義務を持ち、村政に参加できる ★★有力本百姓の隸属農民= <u>     </u> ・ <u>     </u> など	[ <u>     </u> (田畠を持たない)] 村政に参加できず、田畠を持たない無高百姓 →他人の田畠の小作や日雇仕事で生活する																					
<p>【本百姓の負担 (物納が原則だが貨幣納も可能)】</p> <p>① <u>     </u> (田畠・屋敷地にかかる本年貢) ★米穀や貨幣で領主に納めるのが標準 ② <u>     </u> (山野・河海や副業の収益にかかる雜税) ③ <u>     </u> (村高 (村の石高の総計) に応じてかかる付加税) ★高掛三役 (伝馬宿入用・六尺給米・蔵前入用) ④ <u>     </u> (土木工事など一国単位で臨時にかかる夫役) ⑤ <u>     </u> (宿駅に公用交通用の人馬を提供する夫役) ⑥ <u>     </u> (伝馬役の不足の際に人馬を補充する夫役) ★<u>     </u>と呼ばれる街道周辺の指定された村のみにかかる</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税 率</th> <th>徵 稅 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期</td> <td>公 民</td> <td>(豊作・凶作に応じて税率を決定)</td> </tr> <tr> <td>享保期</td> <td>公 民</td> <td>(豊作・凶作に問わらず税率は一定)</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td><u>     </u></td> <td>(名主を納入責任者として村全体で年貢を納入)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td><u>     </u></td> <td>(年貢納入と犯罪防止・キリシタン防止に連帯責任を負わせる)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td><u>     </u></td> <td>(田植や稲刈などの相互扶助の共同労働・共同利益分配)</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td><u>     </u></td> <td>(村掟に違反した者への制裁として葬式と火災以外は交際断絶)</td> </tr> </tbody> </table>				税 率	徵 稅 法	初期	公 民	(豊作・凶作に応じて税率を決定)	享保期	公 民	(豊作・凶作に問わらず税率は一定)	①	<u>     </u>	(名主を納入責任者として村全体で年貢を納入)	②	<u>     </u>	(年貢納入と犯罪防止・キリシタン防止に連帯責任を負わせる)	③	<u>     </u>	(田植や稲刈などの相互扶助の共同労働・共同利益分配)	④	<u>     </u>	(村掟に違反した者への制裁として葬式と火災以外は交際断絶)
	税 率	徵 稅 法																					
初期	公 民	(豊作・凶作に応じて税率を決定)																					
享保期	公 民	(豊作・凶作に問わらず税率は一定)																					
①	<u>     </u>	(名主を納入責任者として村全体で年貢を納入)																					
②	<u>     </u>	(年貢納入と犯罪防止・キリシタン防止に連帯責任を負わせる)																					
③	<u>     </u>	(田植や稲刈などの相互扶助の共同労働・共同利益分配)																					
④	<u>     </u>	(村掟に違反した者への制裁として葬式と火災以外は交際断絶)																					
<p>(都市に住む商工業者の共同体的な自治組織として<u>     </u>を形成→<u>     </u>が支配) ★城下町では武家地・寺社地・町人地にそれぞれ分けられる →<u>     </u> (城下町などの町ごとに独自に定められた法)・<u>     </u> (町人から徴収された町を運営するための費用)</p> <table border="1"> <tr> <td>[町役人 (町政を担当する役人)] _____ ★★町政全般を統轄) _____ ★★町年寄の下にいる役人) _____ ★★月交代で町名主・町年寄を補佐)</td> <td>[本町人 (土地・家屋を持つ町人)] _____ ★★土地を持ち、町政に参加できる) _____ ★★家屋を持ち、町政に参加できる)</td> <td>[町人 (土地・家屋を持たない町人)] _____ ★★土地を借りて自ら家屋を建てる) _____ ★★家屋ごと借りる→店舗を払う)</td> </tr> </table>			[町役人 (町政を担当する役人)] _____ ★★町政全般を統轄) _____ ★★町年寄の下にいる役人) _____ ★★月交代で町名主・町年寄を補佐)	[本町人 (土地・家屋を持つ町人)] _____ ★★土地を持ち、町政に参加できる) _____ ★★家屋を持ち、町政に参加できる)	[町人 (土地・家屋を持たない町人)] _____ ★★土地を借りて自ら家屋を建てる) _____ ★★家屋ごと借りる→店舗を払う)																		
[町役人 (町政を担当する役人)] _____ ★★町政全般を統轄) _____ ★★町年寄の下にいる役人) _____ ★★月交代で町名主・町年寄を補佐)	[本町人 (土地・家屋を持つ町人)] _____ ★★土地を持ち、町政に参加できる) _____ ★★家屋を持ち、町政に参加できる)	[町人 (土地・家屋を持たない町人)] _____ ★★土地を借りて自ら家屋を建てる) _____ ★★家屋ごと借りる→店舗を払う)																					
<p>【本町人の負担 (上下水道の整備・城郭や堀の清掃などの町人夫役も課せられる)】</p> <p>① <u>     </u>・<u>     </u> (営業許可時に上納する献金・営業に対して一定の税率で上納する営業税) ② <u>     </u> (幕府・諸藩が財政不足を補うため、御用商人らに課した臨時・不定期の賦課金) ③ <u>     </u> (屋敷の面積に応じてかかる宅地税→三都など城下町では地子錢免除が多い)</p> <table border="1"> <tr> <td>① <u>     </u> (一日単位で雇われる) ② <u>     </u> (天秤棒で商品を担いで売る) ③ 奉公人 (主人の家に住込みで従事する) ★商家奉公人… → → と昇進 徒弟奉公人… (親方の弟子となる)</td> </tr> </table>			① <u>     </u> (一日単位で雇われる) ② <u>     </u> (天秤棒で商品を担いで売る) ③ 奉公人 (主人の家に住込みで従事する) ★商家奉公人… → → と昇進 徒弟奉公人… (親方の弟子となる)																				
① <u>     </u> (一日単位で雇われる) ② <u>     </u> (天秤棒で商品を担いで売る) ③ 奉公人 (主人の家に住込みで従事する) ★商家奉公人… → → と昇進 徒弟奉公人… (親方の弟子となる)																							
賤民	<p>(皮革・農業・行刑役・死牛馬の処理などに従事→中世からの隸属民で西日本では皮多、東日本では長吏ともいう) (物乞い・遊芸・清掃・番人などに従事→乞食・犯罪・心中未遂などの転落者で旧身分に復帰する足洗いができる)</p>																						

## [N O T E]

## [婚姻・離婚形態]

①家父長制 (女性に相続権はない、男性の戸主権が強い→男尊女卑の家族制度)

ex.       (女性は「     」が美德と説く)

★幼いときは父に、嫁いでは夫に、夫が死んだ後は子に従えという教え

②       (\_\_\_\_・離別状) (夫が妻に交付する文書→再婚許可の確認にもなる)

③       (\_\_\_\_・駆入寺) ex.       (鎌倉)・      (上野世良田)

離縁状を渡さない夫に対して、女性が3年間尼として在寺すると離婚の権利を与える寺

